

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、金融機関を取り巻く経営環境の変化に備えるため、内部留保に意を用いるとともに、当期の収益状況等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金7円 総額5,829,487,307円

なお、昨年12月に中間配当金として6円をお支払いいたしましたので、年間にお支払いする配当金は1株につき13円となり、前期と比較して1円の増配となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 35,000,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 35,000,000,000円

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役佐久間英利、大久保壽一、波多野彰一、矢崎豊國の4名は本総会終結の時をもって任期が満了し、取締役野村徹、谷口英治の2名は本総会終結の時をもって辞任されますので、この際取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

## 取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
①	さくま ひで とし 佐久間 英 利 昭和27年10月1日生	昭和51年4月 当行入行 平成15年6月 同取締役 経営企画部長 平成18年6月 同取締役常務執行役員 本店営業部長 平成19年6月 同取締役常務執行役員 市場営業部・市場業務部担当 平成21年3月 同取締役頭取 (現任)	45,212株
②	おおくぼ とし かず 大久保 壽 一 昭和31年6月28日生	昭和54年4月 当行入行 平成21年6月 同執行役員 経営企画部長 平成21年10月 同執行役員 経営企画部長兼CSR推進室室次長 平成22年4月 同執行役員 経営企画部長兼CSR推進室副室長 平成23年6月 同取締役常務執行役員 経営企画部担当 平成25年6月 同取締役専務執行役員 経営企画部・広報CSR部担当 平成26年6月 同取締役専務執行役員 企画管理本部長 経営管理部・人材育成部担当 平成26年10月 同取締役専務執行役員 企画管理本部長 経営管理部・人材育成部・ダイバーシティ推進部担当 (現任)	21,000株
③	はたの しょう いち 波多野 彰 一 昭和35年3月25日生	昭和58年4月 当行入行 平成21年6月 同茂原支店長 平成23年6月 同執行役員 東京営業部長 平成24年6月 同執行役員 支店支援部長 平成25年6月 同取締役常務執行役員 営業企画部・支店支援部・法人営業部・地域営業部・資産運用サポート部担当 平成26年6月 同取締役常務執行役員 審査部・企業サポート部担当 (現任)	21,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
④	(新任) 飯嶋大三 昭和36年1月28日生	昭和59年4月 当行入行 平成22年4月 同経営企画部副部長 平成22年6月 同県庁支店長 平成23年6月 同経営企画部協会担当部長 平成25年6月 同執行役員 本店営業部長 平成26年6月 同執行役員 人材育成部長 (現任)	12,000株
⑤	(新任) 池田知行 昭和35年5月4日生	昭和59年4月 当行入行 平成21年6月 同市場営業部長 平成23年6月 同経営企画部長兼CSR推進室副室長 平成24年6月 同執行役員 経営企画部長 平成25年6月 同執行役員 茂原支店長 平成26年6月 ちばぎんアセットマネジメント株式会社取締役社長 (現任)	29,528株
⑥	矢崎豊國 昭和12年11月15日生	昭和40年9月 公認会計士登録 平成12年5月 監査法人太田昭和センチュリー (現新日本有限責任監査法人) 常任理事 平成15年7月 新日本監査法人 (現新日本有限責任監査法人) 退所 平成15年8月 公認会計士税理士矢崎豊国事務所所長 (現任) 平成16年3月 マブチモーター株式会社社外監査役 平成17年6月 株式会社ナガワ社外監査役 平成24年3月 マブチモーター株式会社社外監査役退任 平成24年6月 株式会社ナガワ社外監査役退任 平成25年6月 当行社外取締役 (現任)	1,000株
	<p>○社外取締役候補者とした理由</p> <p>矢崎豊國氏は、公認会計士としての高い専門性を備え、マブチモーター株式会社等の社外監査役を歴任しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値向上が図れるものと判断しております。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。</p> <p>同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
⑦	(新任) たしま ゆうこ 田島優子 昭和27年7月26日生	昭和54年4月 東京地方検察庁検事 平成4年4月 東京弁護士会弁護士登録 さわやか法律事務所 弁護士(現任) 平成18年7月 明治安田生命保険相互会社社外取締役(現任)	0株
	<p>○社外取締役候補者とした理由</p> <p>田島優子氏は、弁護士としての高い専門性を備え、明治安田生命保険相互会社の社外取締役のほか、金融庁金融審議会委員等の公職を歴任しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値の向上が図れるものと判断しております。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。</p>		
⑧	(新任) たか やま やすこ 高山靖子 昭和33年3月8日生	昭和55年4月 株式会社資生堂入社 平成18年4月 同お客さまセンター所長 平成20年10月 同コンシューマーリレーション部長 平成21年4月 同お客さま・社会リレーション部長 平成22年4月 同CSR部長 平成23年6月 同常勤監査役(現任)	0株
	<p>○社外取締役候補者とした理由</p> <p>高山靖子氏は、株式会社資生堂のお客さまサービス部門やCSR部門の責任者を歴任したほか、同社常勤監査役としての監査経験を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値の向上が図れるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。</p>		

- (注) 1. 取締役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者である池田知行氏は平成27年6月のちばぎんアセットマネジメント株式会社の定時株主総会をもって代表取締役及び取締役を退任する予定であります。
3. 矢崎豊國氏、田島優子氏、高山靖子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者のうち、矢崎豊國氏は東京証券取引所の規定に基づく独立役員であります。また、田島優子氏、高山靖子氏は、同取引所の規定する独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、新たに独立役員となる予定であります。
5. 当行は、社外取締役候補者のうち、矢崎豊國氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。田島優子氏、高山靖子氏につきましても、選任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役白戸章雄は本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

#### 監 査 役 候 補 者

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位並びに重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
しら と あき お 白 戸 章 雄 昭和17年9月22日生	昭和41年7月 千葉県庁入庁 平成10年4月 同環境部長 平成12年4月 同総務部長 平成13年4月 同副知事 平成21年4月 同退任 平成23年6月 当行社外監査役（現任）	2,000株
○社外監査役候補者とした理由 白戸章雄氏は、千葉県副知事等を歴任して培った豊富な行政経験と幅広い見識を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が図れるものと判断しております。 なお、同氏は、過去に社外監査役以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者とするものであります。 同氏の当行社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。		

- (注) 1. 監査役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 白戸章雄氏は、社外監査役候補者であります。
3. 同氏は、東京証券取引所の規定に基づく独立役員であります。
4. 当行は、同氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上